

処分基準（公表用）

様式第 4 号

所管部（局）・課 県土整備部まちづくり課

法令名		佐賀県屋外広告物条例			法令番号		昭和 3 9 年佐賀県条例第 4 3 号	
手続名		屋外広告業の登録の取消し及びその営業の停止命令			根拠条項		第 1 7 条の 1 4	
処 分 基 準	◎屋外広告業の登録の取消し							
	屋外広告業者が次のいずれかに該当する場合は、その登録を取り消し又は 6 月以内の期間を定め営業の全部若しくは一部停止を命ずることができる。							
	1 不正の手段により条例第17条の2第1項又は第3項の登録を受けたとき。							
	2 条例第17条の5第1項第2号又は第4号から第16号までのいずれかに該当することとなったとき。							
処 分 基 準	3 条例第17条の6第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。							
	4 この条例若しくは法に基づく他の地方公共団体の条例又はこれらに基づく処分に違反したとき。							
対応 区分	1 聴聞の実施		処理 機関	まちづくり課	交付 機関	まちづくり課	目次 No.	1
	2 弁明の機会の付与							